椚辻こども園　登園基準について

2023年４月18日

５月８日(月)より新型コロナが「５類」に引き下げられることもあり、コロナ渦から始めた園の検温票を４月頭から廃止しています。また、37度５分以上の発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えるようご協力頂いていましたが、すでにコロナ渦前の基準に戻しています。ただし、**様々な症状がある中で登園の判断を問い合わせされることが多いので、登園の目安として、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登園基準の表を作成しました。下記の表の基準を守って登園してください。**

（感染症等の疑いがある場合は、できる限り医師にかかって下さい。登園停止、または条件によって登園停止の措置が必要と考えられる感染症については、入園児にお渡しした「園のしおり」の巻末の資料を参照の上、登園届を提出してください）

（1）発熱の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない。 ・24時間以内に解熱剤を使用している。 ・**24時間以内に38℃以上の熱が出ていた。**	**前日38℃を超える熱が出ていない** ・熱が37.5℃以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発しんが出ていない。 ・排尿の回数が減っていない。 ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・24時間以内に解熱剤を使っていない。 ・24時間以内に38℃以上の熱は出ていない。	**38℃以上の発熱がある** **（園では37.5以上で連絡します）** ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数がいつもより減っている。 ・食欲なく水分がとれない。 ※熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。

（2）下痢の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24時間以内に2回以上の水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。（1日に4回以上の下痢） ・下痢に伴い体温が平熱より高め。 ・朝、排尿がない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に2回以上の水様便がない。 ・食事や水分を摂っても下痢がない。 ・発熱が伴わない。 ・排尿がある。	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・腹痛を伴う下痢がある。 ・水様便が2回以上みられる。

（3）嘔吐の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24時間以内に2回以上の嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく水分もほしがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に2回以上の嘔吐がない。 ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色が良い。	・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・2回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う。